

## 業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書、図面、仕様書及び質疑回答書（以下「設計図書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

(契約保証金等)

第2条 受注者は、この契約による債務の不履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため委託金額の100分の5以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(権利義務譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任の禁止)

第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(期限の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して、速やかに、その理由を示して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 受注者の故意、過失により発生した、業務の処理に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第9条 受注者の責に帰する理由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は業務を継続せしめ、完了後受注者から延滞違約金を徴収する。

2 前項の延滞違約金は、委託金額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合

は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額とする。

（検収及び引渡し）

第10条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、当該検査期限を延長することができる。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託金額の支払）

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは請求書を受領した日から30日以内に委託金額を受注者に支払い、契約保証金を返還する。

（暴力団等の排除）

第12条 発注者は、次条第1号の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であることが判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号で規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員

(2) 要綱第8条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 発注者は必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 受注者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 受注者はこの契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（契約の解除）

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、履行期限内又は履行期限後相当の期限内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 第3条及び第4条の規定に違反したとき。

(3) その他この契約に違反し、その理由により契約の目的を達することができないとき。

(4) 暴力団等であると判明したとき。

2 前項により、発注者が契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、第2条により、契約保証金を免除したものにあっては、委託金額の100分の5を違約金として徴収するものとする。なお、前項第4号に該当する場合は100分の20とする。

(談合行為に対する措置)

第14条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託金額（単価契約の場合は、支払金額）の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完了した後においても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第15条 受注者は、委託業務がネットワーク又は情報処理システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務であるときは、この契約の履行に関し、別紙阪神水道企業団情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、阪神水道企業団契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めることとする。